

## 丹後地区土地開発公社の今後のあり方について

丹後地区土地開発公社（以下「公社」という。）の今後のあり方について、令和5年2月24日付けの公社理事会において「令和5年度に、設立団体から宮津市を除く市町が脱退し、宮津市の単独公社へ移行する方向で進めること」が確認されましたので、今後の手続き等について報告します。

### 記

#### 1. 経過等

公社は、昭和48年に公有地の拡大の推進に関する法律によって、丹後1市10町（合併後2市2町）にて設立され、設立団体の依頼による土地の先行取得等を行ってきたが、近年の土地価格の下落によりメリットが低下し、現在は、宮津市依頼分の土地を保有するのみ。

〔業務依頼実績〕

- ・宮津市 217件（現在2件保有 →株式会社ローソンと事業用定期借地契約中（令和22年5月まで））
- ・京丹後市 153件（～平成26年） ・与謝野町 301件（～平成21年） ・伊根町 5件（～昭和57年）

#### 2. 宮津市の単独公社へ移行する理由

設立団体間で解散を含めて協議を行ったが、宮津市が財政健全化の取組み途上であり、買い戻しに必要な財源を確保することが極めて困難な状況にあることから、買い戻しまでの間、宮津市の単独公社へ移行した上で、存続させるもの。

#### 3. 定款変更の主な内容

- ・名称 : 「丹後地区土地開発公社」 ⇒ 「宮津市土地開発公社」
- ・設立団体 : 「宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町」 ⇒ 「宮津市」
- ・資本金 : 「700万円」 ⇒ 「100万円」

#### 4. 出資金の返還及び準備金の分配

出資金は、宮津市を除く出資団体へ返還する。（京丹後市180万円、伊根町30万円、与謝野町90万円、京都府300万円）

準備金（預金利息及び不用額の累計 約2,300万円）は、設立団体及び京都府間で分配額を協議し、宮津市を除く設立団体及び京都府へ分配する。

#### 5. 関連スケジュール

- |           |                         |
|-----------|-------------------------|
| 令和5年5月    | 公社理事会に定款変更案の提出          |
| 令和5年6月    | 各設立団体の議会定例会に定款変更の議案提出   |
| 令和5年7月    | 京都府知事へ定款変更の認可申請         |
| 令和5年8月    | 公社理事会に出資金返還等に係る補正予算案の提出 |
| 令和5年10月1日 | 変更後の定款の施行（宮津市の単独公社へ移行）  |